

障害児相談支援の在り方について

…重層的な子どもの相談支援体制構築のために…

児童福祉法に基づくインクルーシブな社会をめざして
…障がい児である前に、一人の子どもである。…

Child First

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会



障害児相談支援の現状と課題

① 基本相談

【良くなった点】

- ・基本相談の重要性が、現場で再認識された。
- ・早期に相談支援専門員が寄り添うことにより、保護者が孤軍奮闘しながら子育てをしていく仕組みから、相談しながらすすめるコーディネート型の支援が始まった。

【課題】

- ・計画相談に時間を取られるため、じっくりと話を聞き寄り添う支援や基本相談がなおざりになりつつある。
- ・計画相談に至るまでの基本相談に時間がかかるにも関わらず、報酬の評価がない。
- ・障害児支援の特徴にもとづく専門性の発揮に弱さを感じる。

障害児相談支援の現状と課題

② 計画相談

【良くなった点】

- ・個別支援計画をベースにした「自己完結型」の発達支援から、計画に基づく「ネットワーク型」のトータル支援への転換のきっかけとなった。
- ・モニタリングの実施により、継続的に確認し、タイムリーに対応できるようになった。相談支援専門員という第三者の存在は大きい。
- ・本人や家族の想いを聞く機会が増え、多面的な情報から計画を立てることができ、個別支援計画にも大きく反映されるようになった。
- ・関係機関との連携、とりわけ教育との連携が進んだ。
- ・ライフステージをつなぐ支援の中心として計画が役立ってきている。
- ・基本相談の重要性が、現場で再認識された。

障害児相談支援の現状と課題

② 計画相談

【課題】

- ・計画作成に奔走し、丁寧な支援ができず、現場の相談支援専門員は、疲弊している。
- ・計画の量的作成が重視され、質の向上が心配であり、計画の内容について、客観的な評価が必要である。
- ・なぜ障害児支援利用計画を作成する必要があるのかという「そもそも論」が不明確である。
- ・基本相談と計画相談の関係、委託相談支援と特定相談支援の関係、基本相談と計画相談の報酬の問題等解決すべき課題が多い。
- ・気になる時点で、窓口が障害福祉課となり、障害児支援利用計画の作成となるため、ハードルが高い。
- ・児童発達支援管理責任者や教育との連携等連携の課題が大きい。
- ・ライフステージをつなぐ、システム、ツール、人材が不足している。

障害児相談支援の現状と課題

③ 運営

【良くなった点】

- ・運営面でプラス評価の声をほとんど聞くことができなかった。

【課題】

- ・中立公平性の担保が難しい。
- ・報酬が低いため、法人の繰り入れによる運営で独立できない。「職業として確立」できる運営費がほしい。
- ・運営上の見通しが立たないため、人材確保が難しく目途が立たない。
- ・大人の経験はあっても、子どもの相談支援の経験のある相談支援専門員が少ない。
- ・計画作成とモニタリングのみに報酬が反映される体系では、運営上難しい。
- ・自立支援協議会の運営等含め、恒久的に運営できる裏付けが必要。

障害児相談支援の現状と課題

④ 人材確保・育成

【良くなった点】

- ・障害児相談支援事業所が増えたため、児童期の課題を考え、共有する人材が増えてきた。
- ・医療、保健、福祉、教育、労働の連携により、顔の見える関係づくりができるようになった。

【課題】

- ・それぞれの地域ごとに、子どもの相談支援の人材確保と育成の戦略と戦術を持つ必要がある。
- ・縦割りの支援から総合的な支援が求められるため、担当分野の枠を超えた研修の在り方や人材育成の方法が必要である。
- ・現状の相談支援初任者研修カリキュラムでは、障害児相談支援に対応できない。子どもの発達支援等盛り込んだ研修内容の充実が必要である。
- ・OJTが必要となるが、人事異動等で人材確保・育成が難しい。
- ・日々の業務に追われ、研修にもなかなか参加できない。

障害児相談支援の現状と課題

⑤ 相談支援体制

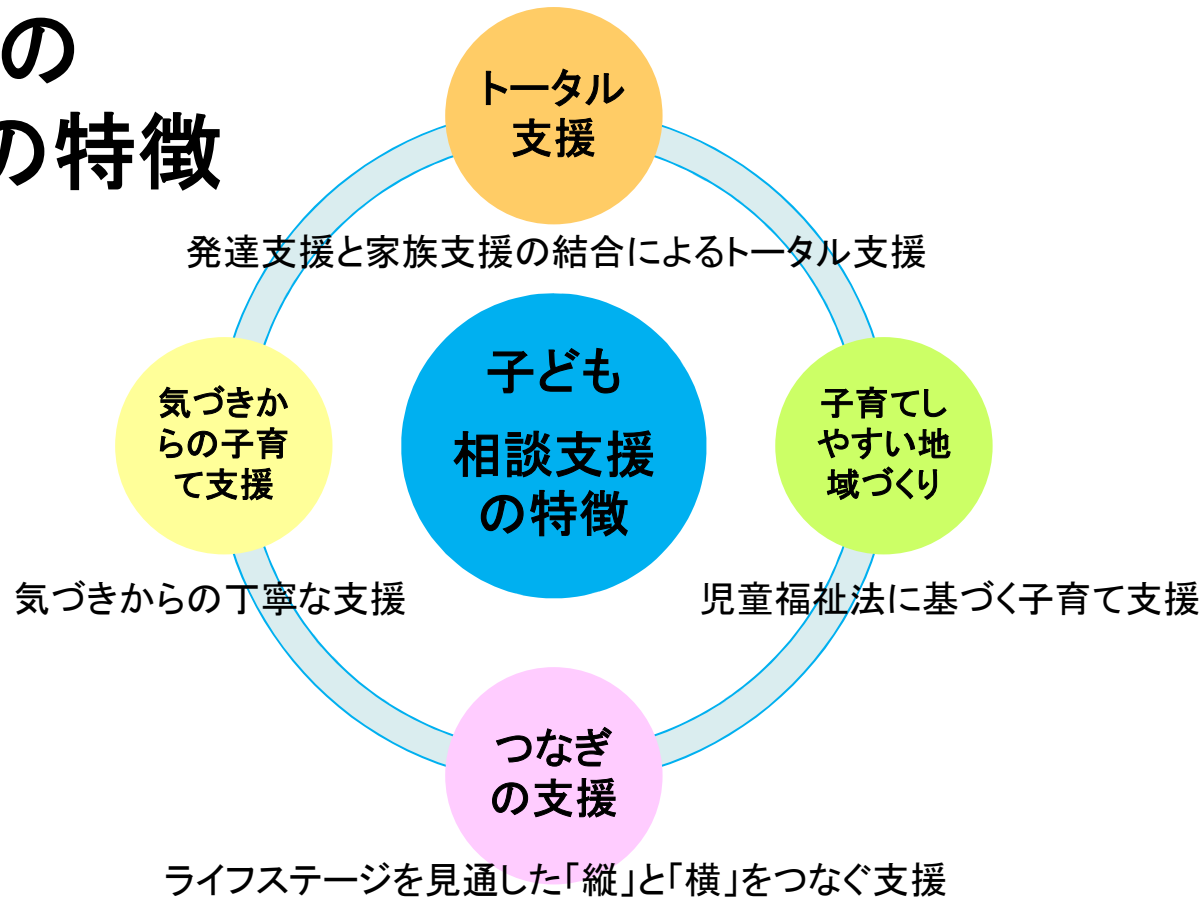
【良くなった点】

- ・自立支援協議会の専門部会として、子ども部会の立ち上げが進んできた。
- ・相談支援専門員が寄り添うことで、いつでも相談できる体制ができた。
- ・子どもの支援が、身近な市町村で把握され始めたため、身近に感じてもらえるようになった。

【課題】

- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業等のそれぞれの役割と機能を整理し、新たな相談支援体制整備が必要である。
- ・それぞれの地域ごとに、子どもの相談支援の人材確保と育成の戦略と戦術を持つ必要がある。

子どもの 相談支援の特徴



① 気づきからの丁寧な発達支援

→ 障害児の受ける支援が将来の自立につながるということを踏まえ、未来につながるための「気づきからの丁寧な発達支援」を行っていくという視点が大切

② 家族を含めたトータル支援

→ 発達支援と家族支援の結合による、「家族を含めたトータルな支援」を続けるという視点が大切

③ 子育てしやすい地域づくり

→ 共生社会を実現するという立場から、できるだけ「身近な地域でのネットワークによる支援」を続け、子育てしやすい地域をつくるという視点が大切

④ 継続的・総合的なつなぎの支援

→ ライフステージを見通した一貫した「縦と横」の「継続的・総合的なつなぎの支援」という視点が大切

障害児相談支援の基本方向

1. 基本相談の重要性を踏まえた重層的な相談支援体制

- ・「障害児である前に、一人の子どもである。」という「CHILD FIRST」を原則とした相談支援体制の構築
- ・基本相談の重要性を踏まえ、「障害児等療育支援事業」とも連動した重層的な障害児相談支援体制の構築

2. 子ども・子育て支援法との関連性と連動性

- ・「子ども・子育て支援法」との関連の中で、障害児相談支援の在り方を検討し、連動することが必要

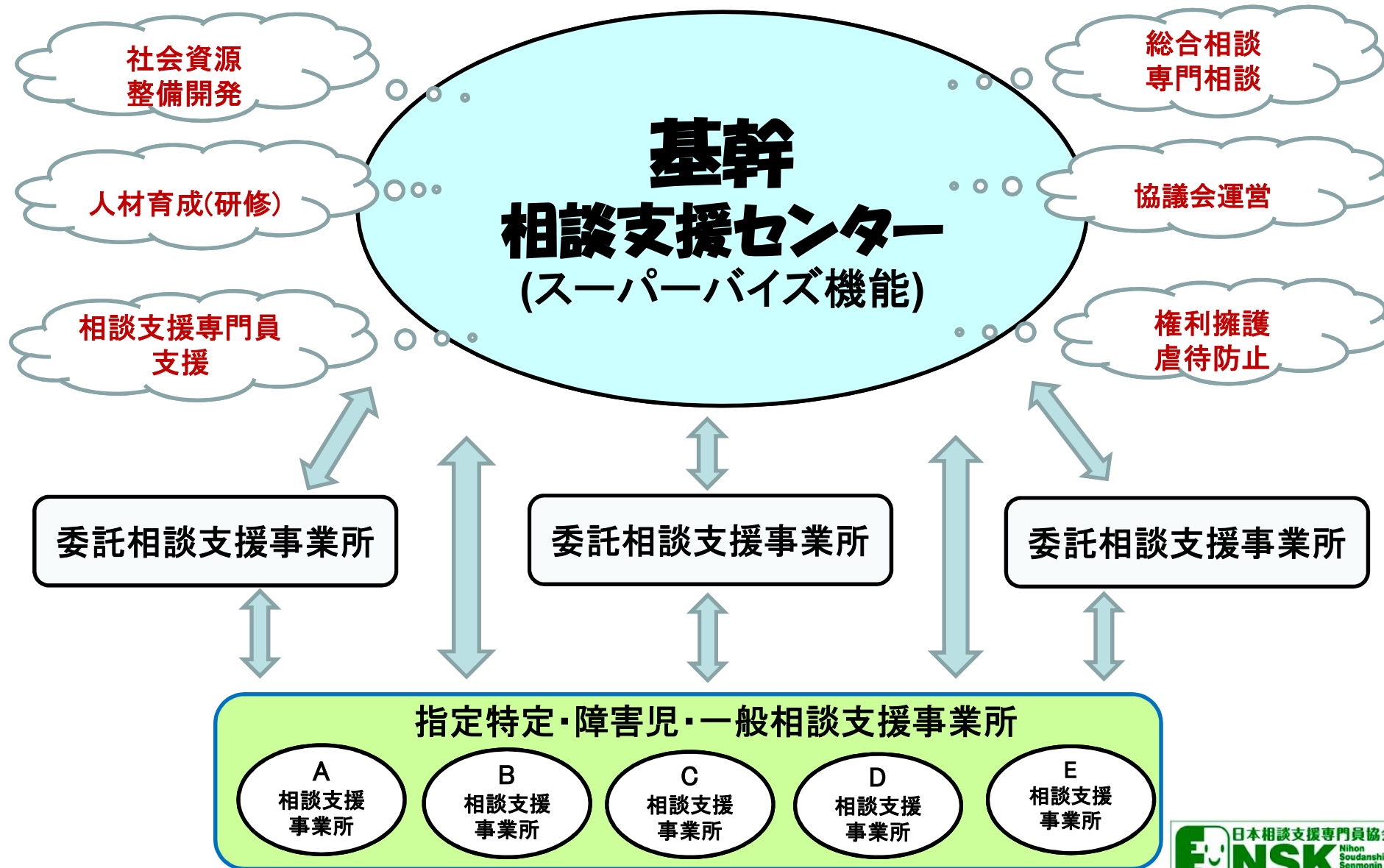
3. 障害児相談支援のグランドデザイン

- ・「指定障害児相談支援事業」、「委託相談支援事業」、「基幹相談支援センター」のそれぞれの役割と機能を明確にした「障害児相談支援のグランドデザイン」が必要

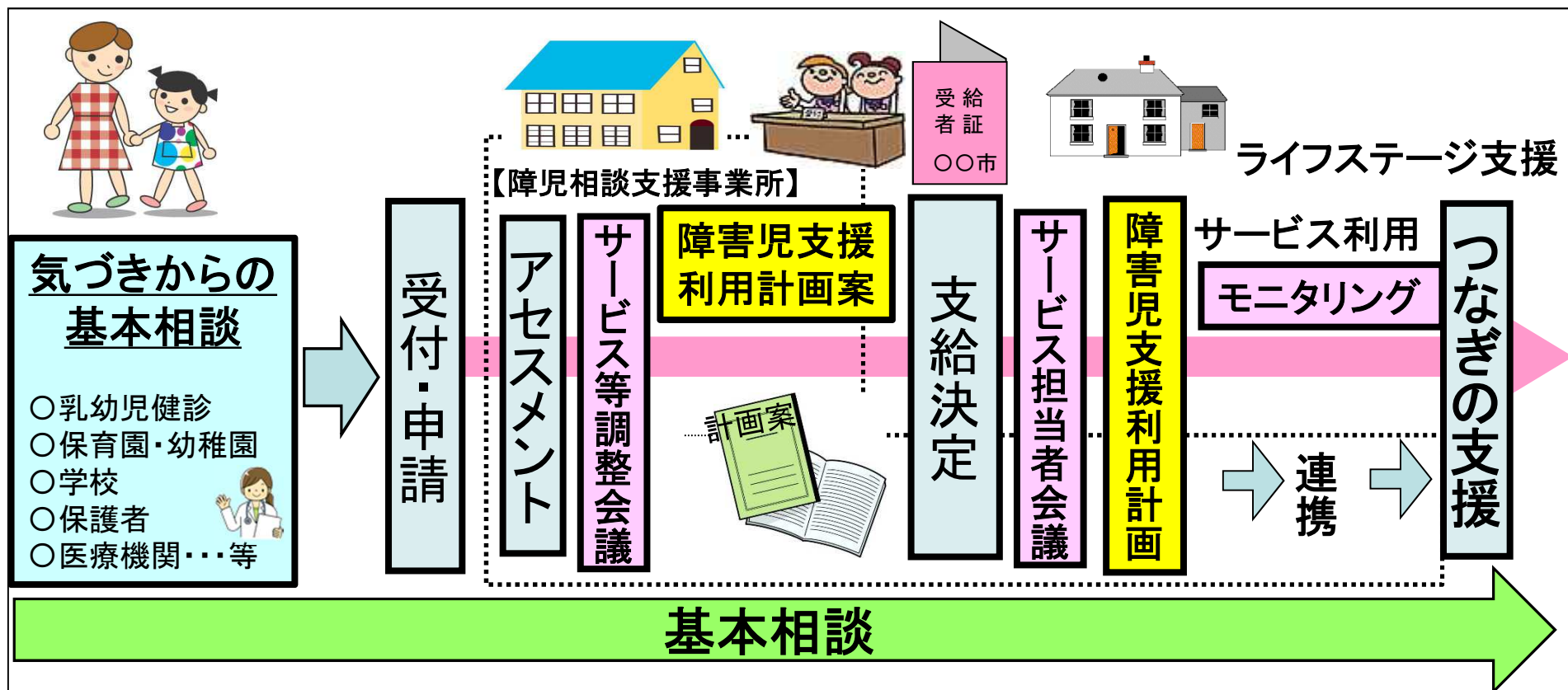
具体的な検討課題

1. 子ども・子育て支援法との関係整理による、新たな障害児相談支援のグランドデザイン
2. 協議会を中心とした、子育てしやすい地域づくりのための、「システム」「ツール」「人材確保・育成」
3. 計画相談の必要性の「そもそも論」周知
4. 気づきからのスムーズな相談支援のための行政組織改革
5. 障害児支援利用計画や受給者証の名称変更等の配慮
6. 障害児相談支援の専門性向上(OJT、インターンシップ)
7. 多業種多職種協働の促進
8. H27年度以降の新たな障害児相談支援の景色への確信
9. 身近な地域における相談支援体制構築のための基幹相談支援センターの設置義務化
10. 報酬体系の見直しによる「職業としての確立」

基幹を中心とした重層的な相談支援体制

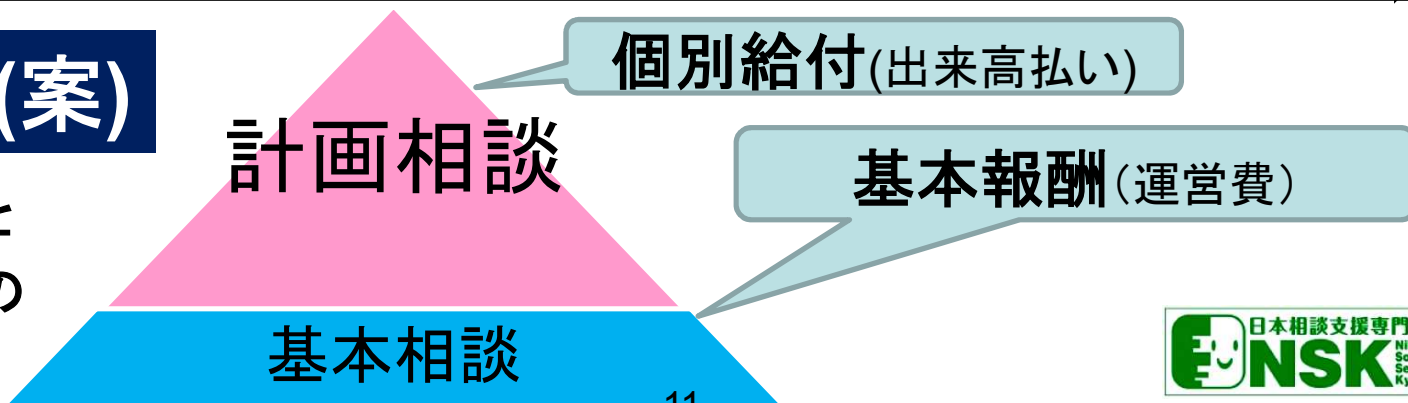


子どもの相談支援プロセスと報酬(案)



報酬体系(案)

「基本報酬」と
「個別給付」の
2階建て構造



【資料 1】

地域子育て支援拠点事業

引用：厚労省資料

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

機能強化

(地域機能強化型)

- ① 子育て関連事業の利用に
あたっての支援する取組
- ② 地域における親・子の育
ちを支援する取組

解消

育児不安



地域で子育てを支える

平成24年度実施か所数
(交付決定ベース)

5,968か所

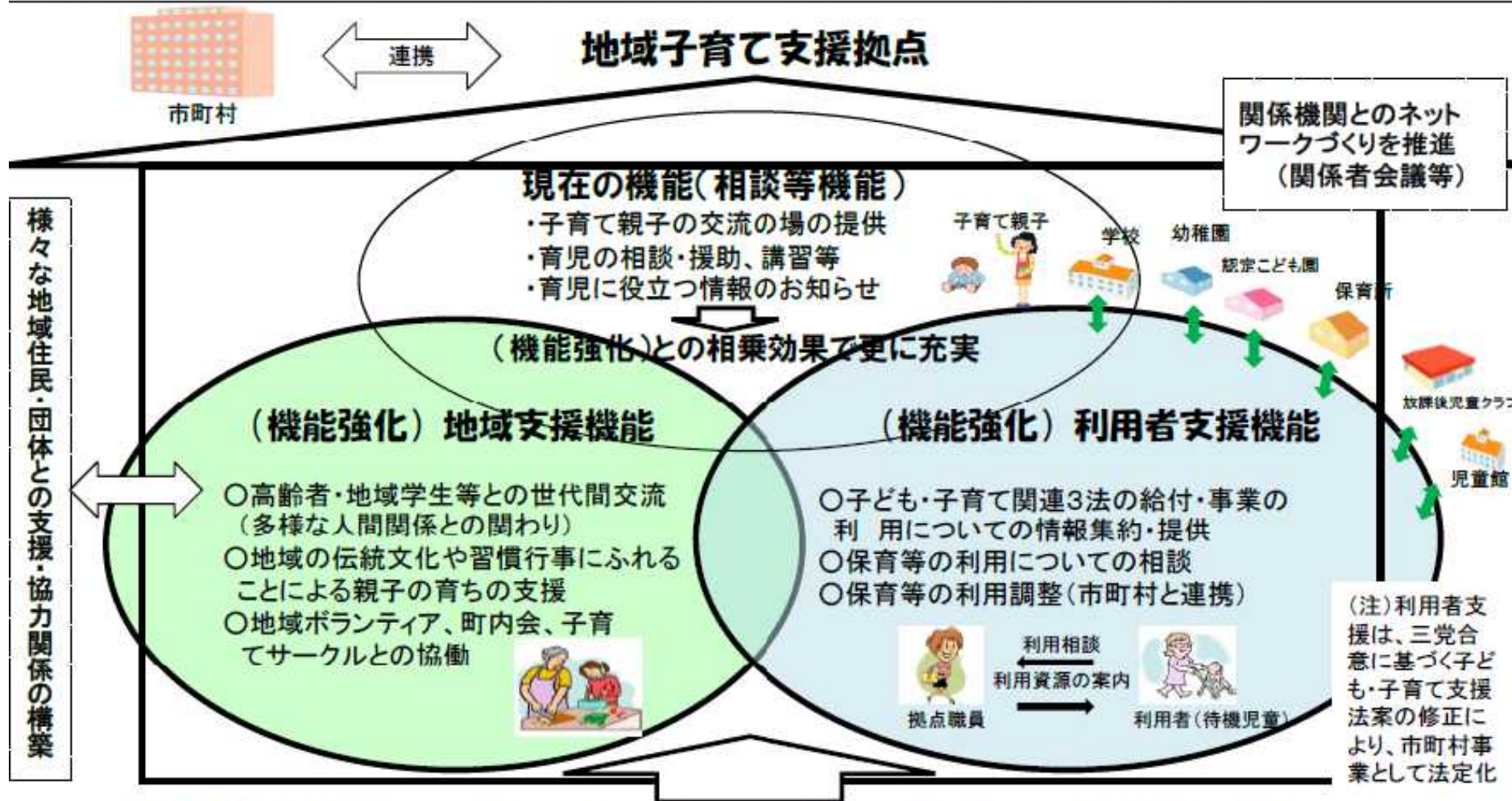
【資料 2】

地域子育て支援拠点の機能強化

引用：厚労省資料

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設（都市部中心に約1,100か所）

- ① 「利用者支援機能」 = 地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ② 「地域支援機能」 = 親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質（地域子育て支援の内容や手法等）の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

障害児相談支援の在り方について

…「CHILD FIRST」…

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

はじめに

子どもの相談支援(障害児相談支援事業)が始まり、2年。障害児相談支援事業が児童福祉法に新たに位置づけられ、障害児支援利用計画を作成し、ライフステージを見通した障害児支援の仕組みが市町村を基本に整備されることとなった。障害児支援利用計画は、利用する立場から見ると「本人が希望する生活を言語化するプロセス」であり、支援者にとっては、「チーム支援の言語化」という側面を持っている。漠然としたイメージに基づく支援から、本人の願いや思いをベースに、根拠と客観性に基づく支援への大きな転換を意味する。障害児支援利用計画(サービス等利用計画)を中心に地域生活をサポートしていく歴史のスタートという点から考えると、「子どもの相談支援の前史から本史への大転換」ということもできる。

相談支援専門員と児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者)などとの連携を中心に、様々な業種や職種による本格的な協働による発達支援や家族支援が始まったばかりであり、試行錯誤しながらも子育てしやすい地域を目指す取り組みとなりつつある。

今回の法改正以後の取り組みを振り返り、計画相談100%達成後に見えてくる新たな障害児支援の景色をイメージしながら、現場の立場から検証し、障害児相談支援の課題と展望を明らかにしたい。

1. 新たな障害児支援の体系と障害児相談支援

平成24年4月から各障害種別に分かれていた障害児施設支援が、障害児通所支援および障害児入所支援に再編されることとなった。

障害児通所支援にあっては、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業などの類型となり、大幅な再構築を図ることとなった。

あわせて障害児通所支援や、18歳以上の障害児施設入所者の給付決定などの事務が、都道府県から市町村に移行されるなどの見直しが図られ、障害児支援が一層身近な市町村を基本とした支援体制の構築に向けて動き出した。

こうした中、新たに障害児相談支援事業が児童福祉法に位置づけられ、障害児支援利用計画を作成し、確かな支援目標を共有したサービス提供の仕組みが市町村を基本として整えられることとなった。

障害者自立支援法の施行以来、各サービス提供事業所ではサービス管理責任者により一人一人に応じた個別支援計画が作成されてきた。これについても法改正に伴い児童発達支援管理責任者が作成する児童発達支援計画と改められ、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画(サービス等利用計画)による発達支援のためのコーディネートプランをベースに、サービス提供事業所の児童発達支援計画との連続性をもたせた新たな支援スタイルとなった。

今回の法改正は、障害福祉関係者にとって大きな改正であったが、子ども一人ひとりのライフステ

ージを見通した新たな、そして、確かな自立支援(発達支援)の展開を期待する意味ある改正になったといえる。

2. 子どもの相談支援の現状と課題

障害児支援利用計画作成の進捗状況は、国保連のデータで見ると、順調に進んでいるところと、低い水準でとどまっているところの地域格差が大きいといえる。計画相談の現状と課題について、①基本相談、②計画相談、③運営、④人材確保・育成、⑤相談支援体制という5つの柱に添って現場の声をまとめてみると以下の様な状況がみられる。

① 基本相談

【良くなった点】

- 基本相談の重要性が、現場で再認識された。
- 早期に相談支援専門員が寄り添うことにより、保護者が孤軍奮闘しながら子育てをしていく仕組みから、相談しながらすすめるコーディネート型の支援が始まった。

【課題】

- 計画相談に時間を取られるため、じっくりと話を聞き寄り添う支援や基本相談がなおざりになりつつある。
- 計画相談に至るまでの基本相談に時間がかかるにも関わらず、報酬の評価がない。
- 障害児支援の特徴にもとづく専門性の発揮に弱さを感じる。

② 計画相談

【良くなった点】

- 個別支援計画をベースにした「自己完結型」の発達支援から、計画に基づく「ネットワーク型」のトータル支援への転換のきっかけとなった。
- モニタリングの実施により、継続的に確認し、タイムリーに対応できるようになった。相談支援専門員という第三者の存在は大きい。
- 本人や家族の想いを聞く機会が増え、多面的な情報から計画を立てることができ、個別支援計画にも大きく反映されるようになった。
- 関係機関との連携、とりわけ教育との連携が進んだ。
- ライフステージをつなぐ支援の中心として計画が役立ってきている。

【課題】

- 計画作成に奔走し、丁寧な支援ができず、現場の相談支援専門員は、疲弊している。
- 計画の量的作成が重視され、質の向上が心配であり、計画の内容について、客観的な評価が必要である。
- なぜ障害児支援利用計画を作成する必要があるのかという「そもそも論」が不明確である。

- 基本相談と計画相談の関係、委託相談支援と特定相談支援の関係、基本相談と計画相談の報酬の問題等解決すべき課題が多い。
- 気になる時点で、窓口が障害福祉課となり、障害児支援利用計画の作成となるため、ハードルが高い。
- 児童発達支援管理責任者や教育との連携等連携の課題が大きい。
- ライフステージをつなぐ、システム、ツール、人材が不足している。

③ 運営

【良くなった点】

- 運営面でプラス評価の声をほとんど聞くことができなかった。

【課題】

- 中立公平性の担保が難しい。
- 報酬が低いため、法人の繰り入れによる運営で独立できない。「職業として確立」できる運営費がほしい。
- 運営上の見通しが立たないため、人材確保が難しく目途が立たない。
- 大人の経験はあっても、子どもの相談支援の経験のある相談支援専門員が少ない。
- 計画作成とモニタリングのみに報酬が反映される体系では、運営上難しい。
- 自立支援協議会の運営等を含め、恒久的に運営できる裏付けを構築する必要がある。

④ 人材確保・育成

【良くなった点】

- 障害児相談支援事業所が増えたため、児童期の課題を考え、共有する人材が増えてきた。
- 医療、保健、福祉、教育、労働の連携により、顔の見える関係づくりができるようになった。

【課題】

- それぞれの地域ごとに、子どもの相談支援の人材確保と育成の戦略と戦術を持つ必要がある。
- 縦割りの支援から総合的な支援が求められるため、担当分野の枠を超えた研修の在り方や人材育成の方法が必要である。
- 現状の相談支援初任者研修カリキュラムでは、障害児相談支援に対応できない。子どもの発達支援等盛り込んだ研修内容の充実が必要である。
- OJT が必要となるが、人事異動等で人材確保・育成が難しい。
- 日々の業務に追われ、研修にもなかなか参加できない。

⑤ 相談支援体制

【良くなった点】

- 自立支援協議会の専門部会として、子ども部会の立ち上げが進んできた。

- 相談支援専門員が寄り添うことで、いつでも相談できる体制ができた。
- 子どもの支援が、身近な市町村で把握され始めたため、身近に感じてもらえるようになった。

【課題】

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業等のそれぞれの役割と機能を整理し、新たな相談支援体制整備が必要である。

3. 障害児相談支援とは

(1) 障害児相談支援における4つの基本的視点

障害児の相談支援を行ううえで、成人の相談支援と大きく異なる点は対象となる障害児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し、ライフステージを繋ぎ、身近な地域の中で支えていくことが求められるということである。

そのため障害児相談支援を実施する際には、以下の4つの基本的視点を重視したい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 気づきからの丁寧な発達支援
→ 障害児の受ける支援が将来の自立につながるということを踏まえ、未来につながるための「気づきからの丁寧な発達支援」を行っていくという視点が大切である。② 家族を含めたトータル支援
→ 発達支援と家族支援の結合による、「家族を含めたトータルな支援」を続けるという視点が大切である。③ 子育てしやすい地域づくり
→ 共生社会を実現するという立場から、できるだけ「身近な地域でのネットワークによる支援」を続け、子育てしやすい地域をつくるという視点が大切である。④ 継続的・総合的なつなぎの支援
→ ライフステージを見通した一貫した「縦と横」の「継続的・総合的なつなぎの支援」という視点が大切である。 |
|---|

(2) 障害児相談支援体制の構築

障害児の相談支援は市町村を基本とし、都道府県が広域的に支える重層的な相談支援体制をそれぞれの地域の実情に応じて構築していくことが大切である。

そのためには、身近な市町村の実情を熟知した専門的な相談支援の人材確保や養成をしていくことが求められる。そして、相談支援専門員を中心に障害児の専門機関が有機的に連携し、相談支援や発達支援を行うことにより、地域全体の相談支援の充実が図られることとなる。

障害児支援については、「障害児である前に一人の子どもである。」という視点から、子育て支援の枠組みで捉えつつ、子どもの発達状況に応じて、保健、医療、福祉、教育、就労などさまざまな関係者が必要十分な支援を行うことが重要であり、協議会（地域自立支援協議会）および子ども支援部会などの専門部会の設置・活用により、関係機関や関係者のネットワークを構築していくことが必要である。

サービス利用にあたっては、障害児のライフステージを見通した発達保障を大切にしたい観点から、

本人の状態や保護者の意向に寄り添いつつ、障害児支援利用計画作りや関係者によるサービス等調整会議の開催、モニタリングの実施が必要となる。特に、気づきの時点や就園・就学時、進級・進学時、卒業時などの節目において重点的な支援を行っていくことが重要である。

(3) ライフステージに応じた一貫した支援

障害者基本法に定めるように、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、乳幼児期から就学期、青年期、そして、成人期などのそれぞれのライフステージを、福祉、保健、医療、教育、労働などの関係機関が連携を図りながら、一貫した切れ目のない支援を行うことが重要である。

一人ひとりの暮らしは人生の連続性の上に成り立っていることから、あらゆる支援が利用者の人生に与える影響を十分に考慮した上で支援の繋がりを意識していくことは、とりわけ障害児支援に携わる関係者にとって無くてはならない視点となる。

これを実現するために、フォーマル・インフォーマルな社会資源を十分に活用できる支援システムを確立し、専門的な技術などの適切な支援ツールを活用し、あらゆる関係者の力を結集した中で、個々のライフステージを見通した相談支援の充実が必要となる。

障害児がそれぞれのライフステージにおける適切な支援を受け、スムーズな進学や就労が可能となる「つなぎの支援」が大切となるのである。

① 早期の相談支援

「発達が気になる」という段階を含め、出生後早い段階で丁寧な発達支援の必要性に気づき、早期に発達支援に関わる相談機関がアクセスすることは、以後の子どもの育ちと家族の育児支援においても重要である。

丁寧な発達支援の必要性は、①出産前後や乳児期に分かる場合、②1歳半児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合、③保育所などの日常生活の場での「気づき」により分かる場合などがあげられる。

この時期、とくに母親は他の子どもの発育とわが子を比較する中で不安を抱えることとなるため、母子保健や保育などの関係機関との連携により、なるべく早く親子の不安を受け止めるための介入をしていく仕組みが必要となる。親の心理的なケアを含めて、医療機関(産科、小児科など)、母子保健、福祉の関係者が確実に連携する体制を地域で作っていくことが大切である。

1歳半児健診や3歳児健診などにおいても、母子保健と医療・福祉が連携して対応していく必要がある。健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて福祉に繋いでいく体制を強化し、早期の気づきから早期の支援に繋げる体制を作っていくことが必要である。

丁寧な発達支援の専門機関は、我が子に対する不安を抱えた親にとって敷居の高い場所となる。そのため、関係者の努力によって相談支援に繋がったとしても、初回の面談では保健センターや子育て支援センターなど、親自身にとって身近でアクセスしやすい場所にするなどの一定の配慮が必要とな

る。

親の不安や願いに寄り添った支援を行い、我が子を育てていこうとする親自信のエンパワメントにもとづき、早期の相談支援につなげていくためには、早い段階で親と身近に接している保健師・保育士などと、専門的な発達支援関係者が連続性をもって重層的に対応していくことが求められる。

そのためには、協議会(子ども部会)を活用し、母子保健関係者や児童相談所などの関係機関の積極的参加を促し、予め丁寧な発達支援に関する社会資源や支援体制に関する情報共有と資源開発、そして、即座に対応できる実質的な連携を強めておくことが大切である。

② 乳幼児期・就学前の相談支援

早期の相談支援に繋がると、乳幼児期・就学前の段階では障害児通所支援（児童発達支援事業所）が持つ専門的発達支援の機能を活かし、障害児個々の特性に応じた適切な個別支援や集団活動が行われることになるが、今日では多くの保育所や幼稚園等の一般施策においても障害児の受入れが進んでいる。

障害のある子どもにとって、社会生活に向けた準備のために必要な集団的養育のために保育所や幼稚園で共に生活することには大切である。同時に、将来の自立に向けた基礎づくりのために障害児通所支援を利用することにより専門的発達支援を受けることも効果的である。しかしながら、障害児受入に対しては不安を感じる保育園や幼稚園も多いことから、保育所などでの受入れを促進していくために、これまでは都道府県事業である「障害児等療育支援事業」が臨床心理士や言語聴覚士などの専門職を伴って積極的に施設支援を行い、成果を挙げて来た。同事業については、平成12年の一般財源化以降、縮小・廃止をしてしまった都道府県もあるが、継続している自治体ではとくに障害児支援体制の整備において「発達が気になる」段階の子どもと親を広く支えており、十分な効果を上げている。

平成24年度からはこうした広域支援体制に加え、市町村においても「保育所等訪問支援事業」などを活用し、専門スタッフが保育所などに出向きより個別的な発達支援を担うことができるようになった。

また、子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点においても、障害児の親子や「発達が気になる」子どもへの適切な対応のため、発達障害者支援センター、児童相談所、医療機関などの障害児の専門機関との連携を図っていくことが必要である。

乳幼児期では保育園などへの就園だけでなく、その後の就学への繋がりをスムーズに行うためにも、就学支援委員会との連携が重要となる。とくに就学前から学齢期への移行時、進級・進学時、卒業時などにおいては支援の繋がりが途切れる恐れがあるため、切れ目が生じないよう関係者の連携を強化し、移行支援を図っていくことが重要である。例えば、予め保育所などと小学校・特別支援学校あるいは児童発達支援事業所が相互に訪問し交流をしていくことにより、障害児支援に関する情報共有や相互理解に努め、すべては子どもたちの将来のために積極的な連携を図っていくことが求められる。

この際に活用されるツールとしてリレーファイル（相談支援ファイル）などがあげられる。我が子

の特徴や支援情報を一つにファイルしたものを保護者が所有し、その都度更新をしていきながらライフステージの節目で情報を繋げていく仕組みである。市町村によっては協議会のなかで積極的に様式を作成し、すでに活かしているところもある。

また、こうした連携を進めていく上で注意したいことは、個人情報保護に留意し、不用意な情報漏洩が起きないようにすることである。就学の段階にあっても我が子の障害を十分に受け止められないでいる親もいることから、情報共有に際しては十分な配慮を求められるのである。相談支援事業者は十分な情報管理を説明したうえで必要な情報交換するために、必ず保護者の同意を得ながらから対応をしていくことが求められる。

③ 学齢期・青年期の相談支援

学齢期には、教育(特別支援教育)との連携が大切である。学齢期になると、障害児の日中活動は学校が中心となる。各学校では個別の教育支援計画を作成し生徒一人ひとりの学校生活を支えていくこととなる。そのため、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画やサービス提供事業所が作成する児童発達支援計画については、教育分野との連携が大切となってくる。

これについては、厚生労働省と文部科学省との連名により「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(平成24年4月18日、事務連絡)が発出されており、「障害児支援が適切に行われるために、学校と障害児通所支援事業所や障害児入所施設、居宅サービス事業所が緊密な連携を図り、学校などで作成する個別の教育支援計画および個別の指導計画と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画および障害児通所支援事業所などで作成する児童発達支援計画が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい」とされている。また、この時期は放課後や夏休みなどにおける居場所の確保も大きな課題となる。親の仕事と家庭の両立を支えるという観点や、レスパイト(一時的休息)の支援を行うという観点からも重要な課題といえる。こうした課題に 대응するため、「放課後等デイサービス事業」がその役割を担う重要な事業となってきた。加えて、放課後児童クラブあるいは児童館における障害児の受入れも始まっており、地域における障害児支援力の向上のために、児童発達支援センターが地域の実情を把握しながら、利用児に合わせた「保育所等訪問支援事業」などをコーディネートしていくことも重要となる。

さらには、学校卒業後の円滑な地域生活や就労への移行に向けての適切な計画づくりも大切である。障害児相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターが関わることにより、中・長期的な我が子の将来像を示していくことも、親の子育てを支える上で効果的である。障害を理由とした否定的な選択ではなく、子どもの将来に向けた積極的な育ちを目指したストレングスモデルで、学校在学中から卒業後の地域生活や就労を見据えた体験のため、就労移行支援事業などの福祉サービスなどを体験利用するなど、様々な可能性を提案していくことも大切である。

(4) 家族を含めたトータル支援

子どもの成長発達において家族は最も基礎的な社会集団である。障害児支援においては子どもの発

達を促すためにも家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要となる。我が子の障害が分かったときの精神的ショックや将来に対する不安を抱えることとなった親に対し、その不安を受容し軽減するためにも専門職による心理的ケアやカウンセリングも重要な支援となる。

子どもと接する時間は、当然のことながら支援者よりも保護者の方が長くなる。そのため、障害児の発達支援を考えた場合、保護者が我が子の養育や障害に応じた発達支援に向け、適切な関わり方を身につけ家庭で実践していくことは重要な要素となる。障害特性に配慮しない対応では障害の状態や親子関係の悪化を招くこととなるため、二次障害の予防や家族関係の維持のために、その家族に応じた適切なアプローチが必要である。

こうした場面においても、それぞれの家庭に関わる関係者が情報を共有することにより、現時点において最も適切な支援方法を選択することが必要となる。現に障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピアカウンセリングの機会を充実させるなど、直接的・間接的に障害児や「発達が気になる」子どもを支える地域の支援体制を創る仕組みは欠かせない役割である。

我が子の障害を知った、あるいはその疑いを抱く親にとって、自らの身に起きた出来事に耳を傾けてくれる存在が必要であり、それを共感してくれる存在も必要となる。この点では「障害児等療育支援事業」によるソフトな支援から徐々に個別的な障害児相談支援につないでいくことも、家族の状態によっては大切になるだろう。また、きょうだいのフォローも大切な家族支援の要素として考えておきたい。

近年、児童虐待の相談が増加傾向であると言われる。障害をもって生まれたことが虐待のリスクになることは当然考慮すべきであり、家庭に介入する関係者は障害児支援を適切にコーディネートすることが虐待の予防にもつながることも考えておきたい。

そのためには、親の精神的・肉体的な負担感を軽減し、支援を繋いでいくことと合わせ市町村ごとに必要な社会資源を開発していくことも忘れてはならない。そして、障害をもつ我が子を親として育てていくことの喜びを享受できるよう、親のエンパワメントに向けた支援力を高めていくことが大切である。

4. 障害児相談支援の課題と展望

障害児相談支援の現状と課題をそれぞれの地域単位で分析し、具体的な対応が必要であるが、今後を展望して以下の課題と方向性を提起したい。

(1) 基本相談の重要性を踏まえた重層的な相談支援体制

子どもの相談支援においては特に、基本相談が重要である。気づきや受容を促す時期の相談支援に、時間を要する場合が多い。福祉サービス利用にかかる障害児支援利用計画作成を主業務とする現在の指定障害児相談支援の役割は、業務内容と収入構造から、限定的にならざるを得ない。

現実を受け止めきれなかったり、どうしてもいかわからない気持ちの保護者と向き合いながら、子どもを中心に、子育ての見通しを立てていく作業や、福祉サービスの利用を伴わない相談支援は、現在の指定障害児相談支援の業務からは大きく逸脱する。また、報酬の算定構造や単価から見ても、こ

の部分を担当だけの報酬は見込むことができない状況である。

計画相談を中心とした指定障害児相談支援に対し、基本相談に相当するきめ細かく丁寧な相談支援や地域づくりを担ってきたのが「障害児等療育支援事業」である。一般財源化以降、都道府県格差も見られるが、障害児相談支援と異なり契約などの事前手続きが不要であることから、事業を継続する都道府県においては子どもの発達に対する「気づきの段階」から子どもや家庭状況に精通し、柔軟な手法により社会資源を確保しながら地域と家庭を繋ぐ取り組みをしており、指定障害児相談支援事業では応じられない部分に対しても効果的に対応している。障害児支援利用計画は、相談支援（基本相談）を十分に行い、その結果作成された支援方針を共有するためのツールであり、地域の相談支援体制を強化していくためには「障害児等療育支援事業」も踏まえた重層的な障害児相談支援体制が必要となる。

(2) 子ども・子育て支援法との関連性と連動性

子ども・子育て支援法の実施に向けて準備が進んでいるが、現時点で障害児がその対象として議論されている地域は少ない。「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成にあたっては、特別な支援が必要な子どもの受入体制についても検討することとされ、具体的なサービス利用段階にあっては必要に応じて障害児相談支援との連携を推進することとされている。

共生社会の実現のために、乳幼児期から障害児が他の子どもと同じステージで地域生活が送れるよう連携し、同じ子どもとして支援の切れ目が発生しないようにすることが重要である。そのためには、障害児相談支援そのものが子ども・子育て支援法あるいは児童福祉法に基づく財源措置とすることも検討に値するのではないだろうか。

(3) 障害児相談支援のグランドデザイン

現在の相談支援の制度は、①指定障害児相談支援事業、②指定特定相談支援事業、③指定一般相談支援事業の3種類である。そして、従来からの地域生活支援事業に基づく委託相談支援、基幹相談支援センターがある。各相談支援の役割分担（とくに委託相談が担うべき業務内容の定義）が必要であるとともに、他の関連事業などと相談支援との役割分担や連携も重要である。

さらに、地域格差が大きいといわれる背景には、各市町村における相談支援体制の成立過程や方針の相違もあることから、全国画一的よりも地域の実情に応じた相談支援体制をデザインすることが適切である。そのためには、自治体担当者や相談支援事業者にとって分かりやすく、かつ取り組みやすくなるような一定程度のモデル提示やガイドラインの作成およびその周知が急務である。

同時に、相談支援に携わる人員が増え、対象者も増加する状況の中では、相談支援の質の担保が重要な位置を占めると考えられる。そのため、人材確保・人材育成と質の担保を基幹相談支援センター業務としてより具体的に位置づけることを目指し、あわせて障害児支援に必要な人材確保・人材育成の内容や質を担保するための仕組みづくりについて改めて検討することが急務である。

具体的な検討課題として以下の内容を提起したい。

- ① 障害児の支援は、児童福祉法に一元化され、インクルーシブな支援が基本であるため、「障害児である前に、一人の子どもである。」という「CHILD FIRST」を原則とした支援に切り替える必要がある。そのために、子ども・子育て支援法との関係を整理し、新たな障害児相談支援のグランドデザインを描く必要がある。
- ② 子育てしやすい地域づくりのための、「システム」「ツール」「人材確保・育成」が必要であり、協議会の存在意義は大きく、子ども部会等を中心に、子育て支援の戦略と戦術を練り、総合的な子育て支援の位置づけのもとに、障害児支援の在り方を示す必要がある。
- ③ なぜ障害児支援利用計画が必要なのかという「そもそも論」を再確認し、計画相談の必要性をわかりやすく示す必要がある。
- ④ 障害児相談支援は、気づきから始まることが多く、相談窓口が障害福祉課では敷居が高い。行政の窓口を、障害福祉課から子育て支援課へ変更するなどの行政組織改革が必要である。当面、障害児支援利用計画や受給者証の名称変更等の配慮も必要である。
- ⑤ 早期に相談支援専門員が寄り添うことの重要性を明確に位置づけ、連続的な相談支援が展開できる体制整備が必要である。
- ⑥ 専門性の向上のために、障害児相談支援の特殊性を学ぶ OJT、インターンシップ事業等の活用も大切である。
- ⑦ 保健師、児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者)、特別支援教育コーディネーター等との連携など、多業種多職種協働の促進が重要である。
- ⑧ 障害児支援利用計画で良くなった点を確認し、新たな障害児相談支援の景色への確信を深めることも重要である。
- ⑨ ライフステージを見通し、身近な地域ごとの障害児相談支援の新たな体制整備が急務であり、基幹相談支援センターの設置義務化が必要である。
- ⑩ 基本報酬単価の見直しを行うと同時に、障害児相談支援特有の内容に伴う加算の導入、モニタリング頻度の適正化、計画相談プロセスの効率化と省力化が必要である。報酬体系の見直しによる「職業としての確立」が急務である。

5. まとめにかえて

法改正により新たにスタートしたばかりの障害児相談支援事業。まさに「未知との遭遇」からの2年間。障害児支援利用計画(サービス等利用計画)の作成にもとづく支援は、初めての経験であり、不安と期待の錯綜する中での日々。3T(「多忙」「疲れる」「食べていけない」)職場と言われる現状を打破し、「職業として確立」できるよう理想と現実のマッチングが急務と言える。

体調が悪い時や病気の時、身近なホームドクターがいれば安心、海外旅行に行った時、添乗員や通訳がいれば安心。子育てや障害について悩んだり困った時、いつでも身近に相談できる相談支援専門員がいれば安心。すべてのライフステージを通して、いつでも身近に「相談できる人」がいる、「相談できる場所」があれば安心。計画相談を100%達成し、次に見えてくる障害児支援の景色に確信を持

ちながら、新たな障害児相談支援のスタイルを確立し、障害があっても安心して暮らせる共生社会の実現に向けて貢献したいものである。

参考・引用資料

- 『障害児支援の見直しに関する検討会報告書』 平成20年7月22日
- 『障がい児ライフステージ支援地域展開事業報告書』 平成 23 年 3 月
- 平成 19 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業
『障害児等療育支援事業と関連させた障害児に対する相談支援事業の展開方法についての調査・研究』
- 『障害のある子どものための地域における相談支援体制整備のためのガイドライン』 平成 20 年 3 月
- 平成 25 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
『障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究報告書』